

メーターにおける特例設置申請書

米子市水道事業管理者 様

申 請 者 住 所

(設 置 者) 氏 名

㊞

電 話 番 号

水 栓 番 号

指定工事事業者 住 所

(説 明 者) 名 称

㊞

主 任 技 術 者

別紙申込書図面のように給水装置工事の申込みをしましたが、本来、メーター設置場所は、地震、災害時の早期復旧を考慮し、家屋が倒壊した場合でも操作が行える位置(境界から1.5 m以内の宅地側)に設けることと規定されていますが、配管上やむを得ないため、漏水修繕等の維持管理については当方でおこなうことを誓約し、下記の条件を承諾の上申請します。

記

(維持管理について)

1 給水条例第30条「メーターの貸与」の規定に基づき、適切な管理をおこなうこと。

(利害関係人への周知)

2 集合住宅等、申請者(所有者)以外の使用者がいる場合は、使用状況及び管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておくこと。

(その他)

3 規定外のメーター設置場所に起因して問題が生じた場合は、申請者(所有者)が責任をもって解決します。また、このことを理由に水道料金の滞納はしないこと。

(所有者の変更)

4 給水装置等の設置者(所有者)を変更するときは、この申請内容について譲渡人に継承すること。